

◆ 平成22年1月からパスポート申請窓口が役場になります。 ◆

(No.412)

# ごかの お知らせ

## ■ 休日町税等納付相談を行います (町民税務課)

町税・上下水道料・保育料・介護保険料・給食費の休日納付相談を行います。

また、平日に金融機関や役場で納付できない方や事情によりまだ納付していない方のために、納付窓口も開設しますので、ぜひご利用ください。

○日時 11月28日(土)・29日(日)

午前9時から午後5時まで

○場所 役場 町民税務課窓口

○お問い合わせ 税務G(内線253)

## ■ 予約年金相談の お知らせ (町民税務課)

社会保険労務士による年金定期便等についての年金相談を行います。

相談を希望される方は、事前に電話による予約をお願いします。

○日時 11月18日(水)

午前9時から午後4時まで  
(正午から午後1時を除く)

○場所 役場 1階小会議室

○予約先 町民税務課 町民G  
(84)1965

・ふれあいセンター  
・堀之内集会所  
※各相談所の相談日時等につきましては、五霞ふれあいセンターまでお問い合わせください。

☎ (84)3595

○受付日 11月2日(月)から  
17日(火)まで  
(土・日・祝祭日を除く)

また、下館社会保険事務所では随時、予約年金相談を受け付けていますのでご利用ください。

○お問い合わせ 下館社会保険事務所  
☎ 0296(5)0834

○お問い合わせ 税務G(内線253)

## ■ 国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の年末調整用証明書・確定申告用納付証明書を交付します (町民税務課)

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を社会保険料控除として、年末調整または確定申告される場合に添付する証明書を町民税務課窓口にて交付します。窓口に取りに来るのが難しい方は、町民税務課までお問い合わせください。

この証明書は、保険税(料)を普通徴収(現金や口座振替により納付)により納付されている方が対象となります。また、年金から特別徴収により納付されている方は、社会保険庁から送付される源泉徴収票に保険税(料)が記載されますので、改めて証明書の交付を受ける必要はありません。

○お問い合わせ 茨城県筑西県税事務所  
総務課管理担当  
☎ 0296(24)9184

## ■ 11月は児童虐待防止 月間です (健康福祉課)

国では平成16年度から、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止月間」と位置づけ、児童虐待問題に関する社会的关心の喚起を図るため、集中的な

広報・啓発活動を実施しています。

子どもの虐待は、家庭という密室で行われるため、外から発見することが難しいといわれています。児童福祉法や児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときは、市町村や福祉事務所、児童相談所に連絡しなければならないと定めています。これによって、子どもを助けることができるのです。

○連絡先 社会福祉G(内線282)

## ■個人事業税第2期分の 納付について (町民税務課)

個人で事業を行っている方は、一定の所得を超えた場合に、個人事業税が課税されます。

第2期分の納付書を11月中旬に送付しますので、11月30日(月)の納定期までに必ず納付願います。納税に便利な口座振替制度もあります。

詳しく述べ茨城県筑西県税事務所までお問い合わせください。

○お問い合わせ 茨城県筑西県税事務所  
総務課管理担当  
☎ 0296(24)9184

## たんぽぽクラブからのお知らせ

11月のたんぽぽクラブは親子製作・秋探しのお散歩・園内検査・園庭開放があります。お友達も誘って遊びに来てください。  
※こんな事もやって欲しい等の要望がありましたら、担当にお話ください。

場所: 五霞第一幼稚園内(たんぽぽクラブ)

時間: a.m.10:00~p.m.3:00

★22年度の入園申し込みは随時受け付けてあります  
★たんぽぽクラブへの参加には、利用申込書が必要となります  
★詳細はお問い合わせください

五霞第一幼稚園・川妻保育園・子育て支援センター

☎ 0280-84-0762 (担当: 田中)

町では、健康福祉課社会福祉Gで相談をお受けしています。

○連絡先

社会福祉G(内線282)

広報・啓発活動を実施しています。子どもの虐待は、家庭という密室で行われるため、外から発見することが難しいといわれています。児童福祉法や児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときは、市町村や福祉事務所、児童相談所に連絡しなければならないと定めています。これによって、子どもを助けることができるのです。